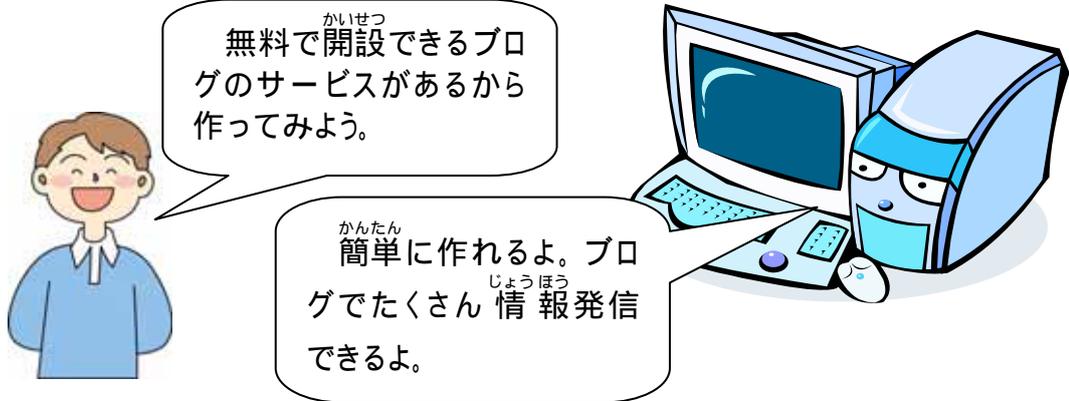


ネットでの悪口が罪になる？



無料で開設できるブログのサービスがあるから作ってみよう。

簡単に作れるよ。ブログでたくさん情報発信できるよ。



作ったのはいいけど、だれも見えてくれないな。友だちのうわさ話がおもしろそうだな。

そうだ、この前行ったカレー屋さんのカレーがまずかったから、悪口を書いちゃえ。



インターネット上の掲示板やブログへ書き込まれたことは、世界中の人が見るんだよ。どんな影響が出るか十分考えないと大変なことになるよ。

お店に深刻な被害が出たら、営業妨害で訴えられ、損害賠償の責任が問われます。



たとえいたずらでも、誹謗中傷、犯行予告の書き込みは厳正に処分されます。刑法では、主に「名誉毀損罪」「脅迫罪」「威力業務妨害罪」などの罪に問われることがあります。

ポイント

ネット上の掲示板やチャットなどで自分の考えを伝える場合は、文字による情報だけになってしまいます。自分は冗談でからかっているつもりでも、相手はとても傷ついているかもしれません。

会って会話をしている場合でも、ケンカになることがあるのです。書き込みをするときは、送信する前に、相手やそれを見た人がどう感じるか、何度も読み返して確認するようにしましょう。

< 背景 >

掲示板、ブログやチャットのほとんどは、ハンドルネーム(仮名)などの匿名でメッセージを投稿することができます。このことは、自分の立場や肩書きに関係なく、自由な意見を表明できたり、情報発信への心理的な敷居を低くしたりするメリットにつながります。一方で、無責任な発言や有害情報を発信したり、別人になりすましたりするといった問題を引き起こすデメリットがあります。

< 事件事故の例 >

例1 殺害予告 脅迫

中学2年男子が、実名入りで「一週間後に 町の小学生を3人殺します。」と書き込んで、補導され、翌週に書類送検された。

例2 危害予告 威力業務妨害

高校1年男子が、携帯電話から「次は 市の児童を狙う。」と小学校を名指しし、さらに「狙います。」などの書き込みをし、逮捕された。

< 指導上の留意点 >

匿名による気軽な投稿が、ときに犯罪にもつながってしまうことを十分に理解させます。被害を受けた場合の対応法や、自らが加害者にならないための心構えをしっかりと指導することが大切です。

1. 被害を受けた場合は、名誉毀損やプライバシー侵害として裁判所に訴えることができること。
2. いたずらの犯罪予告なども、犯罪として罪に問われる可能性があること。
3. 匿名でも、法的手段によって発信者を特定できること。

< 解説例 >

小学校6年生のA君は、子ども向けのチャットサイトをよく利用し、小学生の仲間とチャットを楽しんでいました。ある時ちょっとした言い争いからチャット上で仲間とケンカになってしまいました。何日かたつと、そのチャットや他の掲示板に、自分のハンドルネームを勝手に使われて、あたかも自分が書いたかのように悪口を書き込まれてしまい、A君が悪者にされてしまいました。どうしてケンカになってしまったのか考えましょう。ケンカにならないようにするには、どうしたらよいか考えましょう。

また、A君は、この後どうしたらよいでしょう？

1. まず、両親や先生に相談しましょう。
2. チャットの利用を一時やめて、一切相手にしないようにしましょう。
3. チャットの記録が履歴などで残っていれば、日時と合わせて保存し、管理者に事情と記録を連絡しましょう。

